

横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関する要綱

平成28年3月29日 制定
令和6年3月8日最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第35条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定（以下「計画認定」という。）及び法第41条第2項に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下「表示認定」という。）の施行に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、認定等に必要な事項を定めるものとする。なお、用語の定義は、法、令及び規則によるものとする。

(計画認定の申請書に添えるべき図書等)

第2条 規則第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請建築物について、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該判定機関が交付する適合証（法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）及び判定機関から適合証を交付された際の添付図書（判定機関の押印があるものに限る。）
 - (2) 申請建築物について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証（法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）及び登録住宅性能評価機関から適合証を交付された際の添付図書（登録住宅性能評価機関の押印があるものに限る。）
 - (3) その他市長が必要と認める図書
- 2 規則第23条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げるもの（前項第1号及び第2号に掲げる図書等により建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することが明らかな部分に係るものに限る。）とする。
- (1) 規則第23条第1項の表の(イ)項に掲げる図書のうち、各種計算書
 - (2) その他市長が不要と認める図書
- 3 規則第24条の3第2項第1号の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 他の建築物について、判定機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該判定機関が交付する適合証（法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）及び判定機関から適合証を交付された際の添付図書（判定機関の押印があるものに限る。）
 - (2) 他の建築物について、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証（法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）及び登録住宅性能評価機関から適合証を交付された際の添付図書（登録住宅性能評価機関の押印があるものに限る。）
 - (3) その他市長が必要と認める図書

(表示認定の申請書に添えるべき図書等)

第3条 規則第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 表示認定申請に係る建築物について、判定機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該判定機関が交付する適合証及び判定機関から適合証を交付された際の添付図書（判定機関の押印があるものに限る。）
- (2) 表示認定申請に係る建築物について、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証及び登録住宅性能評価機関から適合証を交付された際の添付図書（登録住宅性能評価機関の押印があるものに限る。）

- (3) 表示認定申請に係る建築物について、計画認定を受けた場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（規則第三十四号様式。以下「計画認定通知書」という。）（法第36条第1項に規定する計画の変更の認定を受けた場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書（規則第三十六号様式。以下「計画変更認定通知書」という。））
 - (4) 表示認定申請に係る建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素計画」という。）の認定を受けた場合にあつては、低炭素建築物新築等計画認定通知書（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第六号様式（同法第55条に基づく低炭素計画の変更の認定を受けた場合にあつては、低炭素建築物新築等計画変更認定通知書（同規則第八号様式））
 - (5) 表示認定申請に係る建築物について品確法第6条第3項に基づく建設住宅性能評価書の交付を受けた場合にあつては、当該建設住宅性能評価書
 - (6) 表示認定申請に係る建築物に関する法第19条第1項若しくは法附則第3条第2項の規定による届出又は法第20条第2項若しくは法第3条第7項の規定による通知において、建築物エネルギー消費性能基準に適合している場合にあつては、当該届出書又は通知書の写し
 - (7) 表示認定申請に係る建築物について法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合にあつては、規則第4条第1項又は第5条第1項に規定する適合判定通知書
 - (8) 表示認定申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日が確認できる図書（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）附則第3条又は第4条の適用を受ける建築物の場合に限る。）
 - (9) その他市長が必要と認める図書
- 2 規則第30条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げるもの（前項第1号から第4号まで、第6号又は第7号（規則第4条第1項に規定する適合判定通知書に限る。）に掲げる書類により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな部分に係るものに限る。）とする。
- (1) 規則第1条第1項の表の(い)項に掲げる図書のうち、各種計算書
 - (2) その他市長が不要と認める図書

（認定に関する建築確認申請書の併願）

第4条 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、計画認定の申請と併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合で、かつ、申請建築物が建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を必要とするものである場合にあつては、当該申請に併せて提出する確認の申請書の正本及び副本に、それぞれ同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに当該判定に要した図書及び書類を添えなければならない。

（認定の審査）

第5条 市長は、計画認定の申請（法第36条第2項において準用する場合を含む。）及び表示認定の申請の内容について疑義がある場合は、必要に応じて申請者等（技術的審査の適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した判定機関又は登録住宅性能評価機関を含む。）に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。

2 市長は、計画認定及び表示認定の申請内容について、申請図書の不備又は明らかな虚偽が認められた場合は、申請者に認定しない旨とその理由を、認定しない旨の通知書（第1号様式）により通知するものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付等）

第6条 認定建築主が、規則第29条に定める軽微な変更該当することを証する書面の交付を求める場合は、軽微変更該当証明申請書（第2号様式）の正本及び副本に、それぞれ規則第23条に定める申請図書及び第2条第1項に定める図書のうち変更に係るもの（変更後の図書に認定時の計画を朱書表示（変更部分のみ）したもの）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請を受けた市長は、当該計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、同項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、軽微変更該当証明書（第2号様式の2）を申請者に交

付するものとする。

- 3 市長は、第1項の申請に係る変更が軽微な変更該当しないと認めるときは、同項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、軽微な変更該当しない旨の通知書（第2号様式の3）を当該申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、第1項の申請に係る変更が軽微な変更該当するかどうかを決定することができないときは、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない旨の通知書（第2号様式の4）を当該申請者に交付するものとする。

（認定建築主の変更）

- 第6条の2 認定建築主が、認定建築主の氏名又は住所を変更しようとするときは、認定建築主の変更届（第3号様式）2通に、市長が必要と認める書面を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 表示認定を受けた者が、法第42条の規定による認定の取消しを受けるまでの間、基準適合認定建築物の所有者を変更しようとするときは、建築物の所有者変更届（第3号様式の2）2通に、それぞれ市長が必要と認める書面の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（認定申請等の取下げ）

- 第7条 申請者が、法第34条第1項（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）、法第41条第1項又は第6条第1項の規定に基づく申請を取り下げようとするときは、取下届（第4号様式）2通を、市長に提出しなければならない。

（計画の取りやめ等）

- 第8条 認定建築主は、計画を取りやめようとするときは、計画を取りやめる旨の申出書（第5号様式）2通に、計画認定通知書又は計画変更認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 表示認定を受けた者は、基準適合認定建築物が滅失したとき又は基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったときは、認定取消申請書（第5号様式の2）2通に、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書（規則第三十八号様式。以下「表示認定通知書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（建築工事の完了報告）

- 第9条 認定建築主は、計画に基づく建築物の工事が完了したときは、速やかに建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書（第6号様式）2通に、必要に応じ、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に報告しなければならない。
- (1) 工事監理報告書
 - (2) 規則第26条に規定する軽微な変更（当該変更について、第6条第2項に規定する軽微変更該当証明書の交付を受けたものを除く。）をした場合にあつては、当該変更内容を示す図書
 - (3) 法第40条の規定により容積率の特例を受けた場合にあつては、第16条第1項に規定する明示状況が確認できる書面
 - (4) その他市長が必要と認める図書

（エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する報告）

- 第10条 法第37条の規定による報告を求められた認定建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する報告書（第7号様式）に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。

（基準適合認定建築物に関する報告）

- 第11条 法第43条の規定による報告を求められた表示認定を受けた者は、基準適合認定建築物に関する報告書（第8号様式）に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。

（認定建築主に対する改善命令）

- 第12条 法第38条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書（第9号様式）によるものとする。

(認定の取消し)

第13条 法第39条の規定による計画の認定又は法第42条の規定による表示認定を取り消す旨の通知は、認定取消通知書(第10号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定は、第8条第1項の規定による計画を取りやめる旨の申出書又は同条第2項の規定による認定取消申請書が提出された場合について準用する。

(認定通知書等の再交付申請)

第14条 認定建築主又は表示認定を受けた者は、当該認定に係る認定通知書、変更認定通知書又は表示認定通知書(以下「認定通知書等」という。)を紛失等した場合は、当該認定の証明のために改めて認定通知書等の再交付を申請することができる。

2 認定建築主又は表示認定を受けた者は、認定通知書等の再交付を申請するときは、公的機関が発行する本人確認書類及びその他市長が必要と認める書類を提示の上、認定通知書等の再交付申請書(第11号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

(認定通知書等の再交付及び審査)

第15条 前条の申請を受けた市長が認定通知書等の再交付を行うときは、再交付する認定通知書等に、再交付である旨及び再交付年月日を記載するものとする。

2 市長は、前条の認定通知書等の再交付申請の内容について疑義がある場合は、必要に応じて申請者に説明又は書類の提出を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。

3 市長は、前条の認定通知書等の再交付申請の内容について、申請書類の不備又は明らかな虚偽が認められた場合は、申請者に再交付しない旨とその理由を、再交付しない旨の通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(容積率の特例を受けた部分の転用の防止)

第16条 認定建築主は、法第40条の規定により容積率の特例を受けたときは、原則として、当該特例対象部分及び建築物の見やすい位置に、当該部分が容積率特例の対象となっている旨及び他の用途への転用ができない旨を明示しなければならない。

2 認定建築主、所有者及び管理者は、当該特例対象部分を適切に維持管理しなければならない。また、当該特例対象部分に設けた設備の更新は適切に行わなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年3月31日までに交付された横浜市エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく建築物に係る届出に関する要綱(平成27年3月13日制定)第7条に規定する通知書(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第73条第1項の基準に適合しているものに限る。)は、第2条第2項第6号に規定する届出書又は通知書の写しとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関する要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用するこ

とができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関する要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。